平成15年10月1日 平成15年度規程第40号

- 一部改正 平成16年12月10日平成16年度規程第41号
- 一部改正 平成19年 8月 6日平成19年度規程第19号
- 一部改正 平成19年10月 1日平成19年度規程第39号
- 一部改正 平成21年 4月 1日平成21年度規程第3号

(目的)

第1条 この規程は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構法(平成14年法律 第145号。以下「機構法」という。)第15条第1項第10号の規定に基づき、独立行政法人新 エネルギー・産業技術総合開発機構(以下「機構」という。)が行う経済産業省からの中 小水力・地熱発電開発費等補助金(中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開 発促進調査事業)交付要綱第3条に基づく中小水力・地熱発電開発費等補助金(地熱発電 開発事業)(以下「補助金」という。)の交付の手続等を定め、もってその業務の適正か つ確実な処理を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 機構が行う補助金の交付は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)、機構法、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令(平成15年経済産業省令第120号)、中小水力・地熱発電開発費等補助金(中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業)交付要綱(平成21年3月31日付け平成21・03・10財資第19号。以下「要綱」という。)並びに独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構新エネルギー・産業技術業務方法書(15度新エネ総第1001004号)に定めるところによるほか、この規程による。

(交付の対象)

- 第3条 機構は、地熱を利用する発電施設等の設置又は改造に係る事業であって、次の各号のいずれかに該当する地熱発電開発事業(以下「補助事業」という。)の実施に必要な経費のうち、別表に掲げる補助対象経費の範囲内で適当と認める経費(以下「補助対象経費」という。)について、予算の範囲内において、当該補助事業を行おうとする者(以下「補助事業者」という。)に対し、当該補助対象経費の一部に充てるため、補助金を交付する。ただし、当該補助金の交付を受けた補助事業にあっては、他の補助金の交付を受けることはできないものとする。
 - (1) 調查井掘削事業
 - (2) 地熱発電施設設置事業 (バイナリーサイクル発電施設設置は除く)

(補助金の額)

- 第4条 前条第1号に規定する事業に係る補助金の額は、補助対象経費の合計額の2分の1 以内とする。
- 2 前条第2号に規定する事業に係る補助金の額は、補助対象経費の合計額の5分の1以内とする。

(交付の申請)

- 第5条 機構は、補助金の交付を申請しようとする者(以下「申請者」という。)に対し、様式 第1による補助金交付申請書に次の各号に該当する書類を添え、機構が指示する期日までに 提出させるものとする。
 - (1) 調査井掘削事業
 - イ 別紙1による事業者概況書
 - ロ 別紙2による地熱発電所開発調査計画書
 - ハ 調査井掘削計画図(ケーシングプログラム、現場設備配置図及び主要機器設備一覧 表)
 - ニ 温泉法 (昭和23年法律第125号) による土地掘さくの許可書の写し (許可申請をしている場合は、その申請書の写し)
 - ホ 自然公園法 (昭和32年法律第161号) による許可又は届出を要するときは、その許可 書の写し (許可申請をしている場合は、その申請書の写し) 又はその届出書の写し
 - へ 補助金算定の根拠となる積算資料
 - ト 申請日が属する会計年度の前々年度の貸借対照表及び損益計算書
 - チ 法人の場合は登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び定款、個人の場合は住民票抄 本
 - (2) 地熱発電施設設置事業
 - イ 別紙1による事業者概況書
 - ロ 別紙3による地熱発電所開発計画書
 - ハ 別紙4による補助事業に係る行政処分の状況
 - ニ 坑井掘削計画図(ケーシングプログラム、現場設備配置図及び主要機器設備一覧 表)
 - ホ 蒸気配管等敷設計画図 (現場設備配置図及び主要機器設備一覧表)
 - へ 発電機等設置計画図 (現場設備配置図及び主要機器設備一覧表)
 - ト 熱水供給施設等設置計画図 (現場設備配置図及び主要機器設備一覧表)
 - チ 送変電設備設置計画図 (現場設備配置図及び主要機器設備一覧表)
 - リ 補助金算定の根拠となる積算資料
 - ヌ 申請日が属する会計年度の前々年度の貸借対照表及び損益計算書
 - ル 法人の場合は登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び定款、個人の場合は住民票抄

- 2 前項の規定にかかわらず、機構は、補助金の交付の決定の取消し等の理由により補助金 の予算に余裕が生じたときは、その余裕の範囲内の補助金に関し、補助金交付申請書の提 出期限を別に定めることができる。
- 3 機構は、申請者が第1項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費 税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額 として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に よる地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下 「消費税等仕入控除税額」という。)を減額して申請させるものとする。ただし、申請時 において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の決定)

- 第6条 機構は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合には、当該申請に係る 書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、補助金を交付すべきものと認めたと きは、速やかに補助金交付の決定を行い、様式第2による補助金交付決定通知書により申 請者に通知するものとする。この場合において、機構は、適正な交付を行うために必要が あると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行う ものとする。
- 2 機構は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 機構は、前条第3項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に 係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、そ の旨の条件を付して交付の決定を行うものとする。
- 4 機構は、補助金の交付が適当でないと認めたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(交付の条件)

- 第7条 機構は、補助金の交付を決定する場合において、次に掲げる事項につき条件を付す るものとする。
 - (1) 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付 の決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を 行うべきこと。
 - (2) 補助事業者は、第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第11条の規定に基づき速やかに機構に報告し、その指示を受けるべきこと。

- (4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き、競争入札によるべきこと。
- (5) 補助事業者は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助 事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたと きは、機構の指示に従うべきこと。
- (6) 補助事業者は、機構が第14条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、 機構が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還し なかったときは、第14条第5項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (7) 補助事業者は、機構が第17条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、これに従うべきこと。
- (8) 補助事業者は、機構が第17条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、第17条第5項の規定に基づき、加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第14条第5項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 補助事業者は、機構が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応 経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)に ついては、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、その管 理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反して 使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとすると きは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (11) 補助事業者は、第20条第3項及び第21条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を納付すべきこと。
- (12) 補助事業者は、取得財産等の処分を制限する期間内において、当該補助金による取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (13) 補助事業者は、補助事業の実施期間中においては、見やすい場所に補助事業を実施している旨を記載した標識を掲示すべきこと。
- (14) 補助事業者は、前号により掲示した標識の位置、調査井掘削の状況を記入した調査 井実測図、地質柱状図その他これらに類する書類及び補助事業の状況を記入した書類を 補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (15) 補助事業者は、補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に不服がある場合において、当該交付の決定に係る申請の取下げをしようとするときは、機構に報告すべきこと。

- (16) 当該補助金の交付を受けた補助事業にあっては、他の補助金の交付を受けることはできないものとすること。
- (17) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方 消費税に係る仕入控除税額を減額すること。
- (18) 補助事業者は、補助事業が完了(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)したときは、第13条各項の規定に基づき実績報告書を機構に提出すべきこと。
- (19) 補助事業者は、補助事業の経費について補助事業以外の経理と明確に区分して経理 し、収支の状況を明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類 を保存すべきこと。

(申請の取下げ)

第8条 補助事業者は、第6条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から起算して10日以内に様式第3による交付申請取下げ届出書を機構に提出しなければならない。

(補助事業の承継)

- 第9条 補助事業者について、補助事業の全部の譲渡しがあり又は相続若しくは合併があったときは、事業の全部を譲り受けた者又は相続人若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は機構の承認を受けて、当該補助事業者の有している地位を承継することができる。
- 2 前項の承認を受けようとする者は、様式第4による承継承認申請書にそれぞれ調査井掘削事業に係るものについては第5条第1項第1号イからハまで、地熱発電施設設置事業に係るものについては第2号イ、ロ及びニからチまでに掲げる書類を添え、機構に提出しなければならない。

(計画変更の承認等)

- 第10条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第5による計画変 更承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。
 - (1) 補助対象経費の費目区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額の10パーセント以内の範囲内で変更をする場合を除く。
 - (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。
 - イ 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、より 能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
 - ロ 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
 - (3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。

- (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止、又は廃止しようとするとき。
- 2 機構は、前項に基づく計画変更承認申請書を受理したときは、これを審査し、当該申請 に係る変更の内容が適正であると認め、これを承認したときは、その旨を当該補助事業者 に通知するものとする。
- 3 機構は、前項の承認をする場合は、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(遅延等の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第6による遅延等報告書を機構に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況の報告)

第12条 補助事業者は、機構が特に必要と認めて要求したときは、様式第7による実施状況 報告書を機構が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績の報告)

- 第13条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第10条第1項第4号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)は、完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日)から起算して30日を経過した日又は当該補助事業の完了した日の属する機構の会計年度の3月10日のいずれか早い日までに、様式第8による補助事業実績報告書を機構に提出しなければならない。
- 2 補助事業者は、補助事業が機構の会計年度内に終了しなかったときは、当該会計年度の 3月末までに、様式第9による補助事業年度末実績報告書を機構に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項又は第2項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等 仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければ ならない。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が 遅延する場合には、あらかじめ機構の承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定等)

第14条 機構は、前条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容(第10条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付された条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該補助事業者に通知するものとする。

- 2 前項の補助金の額の確定は、配分された補助対象経費の費目区分ごとの実支出額に補助率を乗じて得た額と、これらに対応する交付決定された補助金の額(変更された場合は、変更された額)とのいずれか低い額の合計額とする。
- 3 機構は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超 える補助金が支払われているときは、期限を付して、その超える部分の補助金の返還を請 求するものとする。
- 4 機構は、前項に基づき補助金の返還を請求しようとするときは、次に掲げる事項を、速 やかに当該補助事業者に通知するものとする。
 - (1) 返還すべき補助金の額
 - (2) 加算金及び延滞金に関する事項
 - (3) 納期日
- 5 機構は、補助事業者が、返還すべき補助金を前項第3号に規定する納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利 10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴収するものとする。

(補助金の支払)

- 第15条 機構は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に、補助金を 支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払をすることができ る。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、様式第10による補助金精算(概算)払請求書を機構に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

- 第16条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係 る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第11による消費税額及び地方消費税額 の確定に伴う報告書を速やかに機構に提出しなければならない。
- 2 機構は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は 一部の返還を請求する。
- 3 第14条第5項の規定は、前項の返還を請求する場合について準用する。

(交付決定の取消し等)

- 第17条 機構は、第8条の規定若しくは第10条第1項第4号の規定による申請があった場合 又は次の各号の一に該当すると認められる場合は、第6条第1項の規定による補助金の交 付の決定の全部若しくは一部を取消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件 を変更することができる。
 - (1) 補助事業者が、法令、要綱若しくは本規程又は本規程に基づく機構の処分若しくは

指示に違反した場合。

- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業等に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。
- (4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。
- 2 前項の規定は、第14条に規定する補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 3 機構は、第1項に基づく取消し又は変更をしたときは、速やかに補助事業者に通知する ものとする。
- 4 機構は、第1項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、 既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を請求するものとする。
- 5 機構は、前項の場合において、第1項第4号に規定する場合を除き、当該補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を併せて当該補助事業者から徴収するものとする。
- 6 第4項に基づく補助金の返還については、第14条第5項の規定を準用する。

(加算金の計算)

- 第18条 機構は、補助金が2回以上に分けて交付されている場合においては、返還を請求した額に相当する補助金は、最後の受領の日に受領したものとし、当該返還を請求した額がその日に受領した額を超えるときは、当該返還を請求した額に達するまで順次さかのぼり、それぞれの受領の日において受領したものとして当該返還に係る加算金を徴収するものとする。
- 2 機構は、加算金を徴収する場合において、補助事業者の納付した金額が返還を請求した 補助金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を請求した補助金の額に充て るものとする。

(延滞金の計算)

- 第19条 機構は、延滞金を徴収する場合において、返還を請求した補助金の未納付額の一部 が納付されたときは、当該未納付金からその納付金額を控除した額を基礎として当該納付 の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算をするものとする。
- 2 前条第2項の規定は、前項の延滞金を徴収する場合に準用する。

(取得財産等の管理等)

第20条 補助事業者は、取得財産等については、当該事業の完了後においても善良な管理者

- の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。
- 2 補助事業者は、取得財産等について様式第12による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第13による取得財産等管理明細表を第13条第1項に定める実績報告書に添付して機構に提出しなければならない。
- 3 機構は、補助事業者が取得財産等を処分することにより、収入があり、又は収入がある と見込まれるときは、その収入の全部若しくは一部を機構に納付させることができるもの とする。

(取得財産等の処分の制限等)

- 第21条 取得財産等のうち、処分を制限する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50 万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
- 2 取得財産等の処分を制限する期間は、補助金の交付の目的及び減価償却資産の耐用年数 等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定める耐用年数を勘案して、経済産業大臣 (以下「大臣」という。)が別に定める期間とする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により定められた期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第14による補助事業財産処分承認申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。
- 4 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。
- 5 前項の納付については、第14条第5項の規定を準用する。
- 6 第2項の規定により定められた期間を経過した取得財産等を処分することにより得た収入については、前条第3項の規定は適用しない。

(補助事業の経理等)

第22条 補助事業者は、補助事業の経費について補助事業以外の経理と明確に区分して経理 し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収 支に関する証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があ った日の属する会計年度の終了後5年間、機構の要求があったときは、いつでも閲覧に供せ るよう保存しなければならない。

(補助事業の成果の譲渡等)

- 第23条 第3条第1号の補助金を受けた補助事業者は、補助事業の成果を譲り渡し、貸し付け、又は地熱発電所の設置に関する調査以外の目的に使用しようとするときは、様式第15による申請書を機構に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 補助事業者又は補助事業の成果を譲り受け、若しくは借り受けた者が補助事業の成果を用い

て地熱発電所の設置以外の目的に地熱を利用する場合は、補助事業者は、交付された補助金の 全部又は一部に相当する金額を機構が指定する日までに返納しなければならない。

(経理状況の報告等)

- 第24条 第3条第1号の補助金を受けた補助事業者は、当該補助金により掘削した調査井について、大臣から成功した旨の認定(以下「成功認定」という。)を受けたときは、成功認定の日の翌日から10年間、当該調査井に関する経理状況について毎会計年度終了後3月を経過した日までに様式第16による経理状況報告書を機構に提出しなければならない。
- 2 前項の経理状況報告書の提出は、成功認定の日が補助事業の完了した日より15年の間に行われた場合に適用する。
- 3 補助事業者は、当該調査井に関する会計経理を明らかにし、補助事業の完了した日より 成功認定の日の翌日から10年目までの期間について当該会計経理に係る帳簿及び伝票類を 保存しなければならない。

(収益納付)

- 第25条 機構は、前条第1項の報告書により、補助事業者に当該調査井により、収益が生じたと 大臣が認めたときは、補助事業者に対して納付を命じなければならない。
- 2 前項の規定により納付を命ずることができる額の合計額は、当該補助事業者に対する補助 金の確定額の合計額より当該確定額の合計額の基礎たる補助対象経費に第4条第2項の規定 の上限補助率を乗じた額を減じた額を限度とする。
- 3 第1項の納付については、第14条第5項の規定を準用する。
- 4 収益納付すべき期間は、成功認定の日が属する会計年度の翌会計年度以降10年間とする。

(補助金調書)

第26条 地方公共団体が補助事業者の場合には、当該地方公共団体は、当該補助事業に係る 歳入歳出の予算書及び決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにするため、 様式第17による調書を作成しなければならない。 附則

この規程は、平成15年10月1日から施行する。

附 則(平成16年12月10日平成16年度規程第41号)

この規程は、平成16年12月10日から施行する。

附 則(平成19年8月6日平成19年度規程第19号)

この規程は、平成19年8月6日から施行する。

附 則(平成19年10月 1日平成19年度規程第39号)

この規程は、平成19年10月 1日から施行する。

附 則(平成21年 4月 1日平成21年度規程第3号)

この規程は、平成 21年 4月 1日から施行する。

別表1

補助対象経費

補助対象経費の区分	内容					
調査井掘削事業費	調査井掘削費					
	坑井内調査費					
	附带工事費					
地熱発電施設設置事業費	坑井掘削費(生産井及び還元井に限る。)					
(ただし、バイナリーサイ	蒸気配管等敷設費					
クル発電については補助	発電機等設置費					
対象外とする)	熱水供給施設等設置費					
	送変電設備設置費 (送配電系統への連系に必要なものに限る)					
	附带工事費					

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事長 殿

 住
 所

 申請者
 名
 称

 代表者等名
 印

平成 年度中小水力·地熱発電開発費等補助金 (地熱発電開発事業)交付申請書

中小水力・地熱発電開発費等補助金(地熱発電開発事業)交付規程第5条第1項の規定に基づき、下記のとおり経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金(中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金の交付を申請します。

記

- I. 調查井掘削事業
 - 1. 開発地域名
 - 2. 補助事業の目的及び内容
 - 3. 補助事業の実施計画(掘削地点名、所在地、調査井呼称)
 - 4. 補助金交付申請額
 - (1) 補助事業に要する経費
 - (2) 補助対象経費
 - (3) 補助金交付申請額
 - 5. 補助事業の開始及び完了予定年月日
 - (1) 開始予定年月日
 - (2) 完了予定年月日

6. 収支予算

(1) 収入の部

区	分	予	算	額	積	算	内	訳	備	考
補助	金			円						
事業者	負担金			円						
計	ŀ			円						

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	積 算 内 訳	備考
調査井掘削費	円		
坑井内調査費	円		
附带工事費	円		
計	円		

7. 添付書類

- (1) 別紙1による事業者概況書
- (2) 別紙2による地熱発電所開発調査計画書
- (3) 調査井掘削計画図(ケーシングプログラム、現場設備配置図及び主要機器設備一覧表)
- (4) 温泉法(昭和23年法律第125号)による土地掘さくの許可書の写し(許可申請をしている場合は、その申請書の写し)
- (5) 自然公園法(昭和32年法律第161号)による許可又は届出を要するときは、 その許可書の写し(許可申請をしている場合は、その申請書の写し)又はそ の届出書の写し
- (6) 補助金算定の根拠となる積算資料
- (7) 申請日が属する会計年度の前々年度の貸借対照表及び損益計算書
- (8) 法人の場合は登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び定款、個人の場合は住 民票抄本

Ⅱ. 地熱発電施設設置事業

- 1. 開発地域名
- 2. 補助事業の目的及び内容
- 3. 補助事業の実施計画(所在地、坑井呼称等)
- 4. 補助金交付申請額

- (1) 補助事業に要する経費
- (2) 補助対象経費
- (3) 補助金交付申請額
- 5. 補助事業の開始及び完了予定年月日
 - (1) 開始予定年月日
 - (2) 完了予定年月日
- 6. 収支予算
 - (1) 収入の部

区	分	予	算	額	積	算	内	訳	備	考
補具	助 金			田						
事業者負	負担金			円						
			円							

(2) 支出の部

区 分	予 算 額	積 算 内 訳	備考
坑 井 掘 削 費	円		
蒸気配管等敷設費	円		
発 電 機 等 設 置 費	円		
熱水供給施設等設置費	円		
送変電設備設置費	円		
附带工事費	円		
小 計(補助対象事業費)	円		
そ の 他	円		
計(補助事業に要する経費)	円		
計	円		

7. 添付書類

- (1) 別紙1による事業者概況書
- (2) 別紙3による地熱発電所開発計画書
- (3) 別紙4による補助事業に係る行政処分の状況
- (4) 坑井掘削計画図
 - ①ケーシングプログラム

- ②現場設備配置図
- ③主要機器設備一覧表
- (5) 蒸気配管等敷計画図
 - ①現場設備配置図
 - ②主要機器設備一覧表
- (6) 発電機等設置計画図
 - ①現場設備配置図
 - ②主要機器設備一覧表
- (7) 熱水供給施設等設置計画図
 - ①現場設備配置図
 - ②主要機器設備一覧表
- (8) 送変電設備設置計画図
 - ①現場設備配置図(送配電系統への連系経路計画等を含む)
 - ②主要機器設備一覧表
- (9) 補助金算定の根拠となる積算資料
- (10) 申請日が属する会計年度の前々年度の貸借対照表及び損益計算書
- (11) 法人の場合は登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び定款、個人の場合は住民票抄本
- (注) 1. 調査井掘削事業又は地熱発電施設設置事業のいずれかの事業のみの交付申請の場合 にあっては、不要となる事業に係る記載を省略して作成のこと。
 - 2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、 次の算式を明記すること。

補助金所要額ー消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額=補助金の額

3. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

事 業 者 概 況 書

申請者の事業 の沿革																
V71□ 1	資	本	金	額				従	業	員	数					
	事	業	所	名	主な生産	崔品目	年	間 生	産	量	年	間生	産金	額	(円)
事業の概要																
	事	業	所	名	土	地	建		:	物	主		要	設		備
現有施設																
	補助年	かを	受け	r た 度	補助金 の名称	交	付	者	交	f	寸	額	補助金対象 表	とな	交付った	事
最近3年間に 補助金を受け た場合はその 経歴																

- (注) 1. 申請者の事業沿革の欄には、法人の場合にあっては、設立時からの事業沿革及び申請書提出時における資本の額又は出資の総額並びに常時使用する従業員の数を、個人の場合にあっては、経歴及び主として行ってきた事業の沿革及び申請書提出時の投下資本の額並びに常時使用する従業員の数を記載すること。
 - 2. 補助金を受けた経歴の欄には、地方公共団体から受けた補助金についても記載すること。
 - 3. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

地熱発電所開発調査計画書

- 1. 開発地域(道県、市町村、字、番地)
- 2. 出力期待值(kW)
- 3. 調查井掘削計画

年	度	孔	数	孔	径	イン	チ/mm	深	度	m	総掘削長	m
+)	16	奴	孔	П	孔	底	休	及	m		m

4. 生產井掘削計画

年	度	孔	数	孔	径	イン	チ/mm	深	度		総掘削長	
+		1L	奴	孔	П	孔	底	休	及	m		m

- 5. 発電所建設開始年度及び期間
- 6. 添付書類 添付図 (1/2.5万又は1/5万地形図) に、開発範囲及び調査井等の位置を記入すること。
- (注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

地熱発電所開発計画書

1	地熱発電所設置計画書	4
Ι.	地数: 电内放电 可电	₹

- (1) 地熱発電所名
- (2) 所在地
- (3) 出力(kW)
- (4) 年間発電可能電力量
- (5) 機械装置
 - ①発電機
 - ②変圧機
 - ③送電方法(電力線へ接続)
- (6) 事業費
- (7) 着工年月日
- (8) 発電開始予定年月日
- (9) 完成予定年月日

2. 補助事業の計画概要説明書

(1) 坑井掘削計画

年	度	孔	数	孔	径	イン	チ/mm	深	度	m	総掘削長	m
	X	, 1	9,5	孔	口	孔	底	15	IX.	111	八八四里	111

(2) 蒸気配管等敷設計画

①主要機器敷設計画

年	度	機	械	名	称	設置台数	能	力	備	考

②配管等敷設計画

年	度	配管径(mm)	延 長 (m)	材質	備考

(3) 発電機等設置計画

年	度	機	械	名	称	設置台数	能	カ	備	考

(4) 熱水供給施設等設置計画

年	度	機	械	名	称	設置台数	能	力	備	考

(5) 送配電設備設置計画

年	度	機	械	名	称	設	置	数	能	力	備	考

3. 添付書類

添付図(1/2.5万又は1/5万地形図)に、開発範囲及び補助事業の位置を記入すること。

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

補助事業に係る行政処分の状況

関係法律	許 認 可 事 項	申請年月日又は 申請予定年月	許認可年月日又は 許認可希望年月	備 考
電気事業法	電気事業の認可			
電気事業法	電気工作物の変更 許可又は届出			
電気事業法	電気工作物の工事 計画の認可又は届 出			
農地法	農地の転用許可			
森林法	保安林の解除の申 請・立木伐採許可			
自然環境保全法	自然環境保全地域 内の工作物の設置 等の許可			
自然公園法	国立、国定公園内 の工作物の設置等 の許可			
温泉法	温泉掘削の許可			

- (注) 1. 関係許認可について、その進捗状況を記入すること。
 - 2. 問題点があれば備考欄に具体的に記入すること。
 - 3. 上記例示以外にも該当事項があれば適宜記入すること。
 - 4. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

申請者 名 称 代表者等名 あて

> 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事長 印

平成 年度中小水力·地熱発電開発費等補助金 (地熱発電開発事業)交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金(中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金については、中小水力・地熱発電開発費等補助金(地熱発電開発事業)交付規程第6条第1項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

記

- 1. 補助金の交付の対象となる事業及びその内容は、平成 年 月 日付け 第 号をもって申請があった平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金(地熱発電開発事業)交付申請書の補助事業の内容欄記載のとおりとします。
- 2. 補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとします。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費又は補助金の額については、別に通知するところによるものとします。
 - (1) 調査井掘削事業
 - ①開発地域名

②補助事業に要する経費 円

③補助対象経費 円

④補助金の額 円

⑤補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、次のとおりとします。

(単位:円)

	区			分		補助事業に要する 経 費	補	助	対	象	経	費	補	助	金	0	額
調	査	井	掘	削	費												
坑	井	内	調	查	費												
附	帯		Г.	事	費												
合					計												

- (2) 地熱発電施設設置事業
 - ①開発地域名

②補助事業に要する経費円

③補助対象経費 円

④補助金の額 円

⑤補助対象経費の配分及びこの配分された経費に対応する補助金の額は、次のとおりとします。

(単位:円)

区分	補助事業に要する 経 費	補助対象経費	補助金の額
坑 井 掘 削 費			
蒸気配管等敷設費			
発電機等設置費			
熱水供給施設等設置費			
送変電設備設置費			
附带工事費			
そ の 他			_
合 計			

- 3. 補助金の額の確定は、補助対象経費の区分ごとに配分された経費の実支出額に補助率を乗 じて得た額と配分された経費ごとに対応する補助金の額(変更された場合は、変更された額 とする。)とのいずれか低い額の合計額とします。
- 4. 補助事業者は、以下の交付条件に従って補助事業を実施しなければなりません。
 - (1) 補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、補助金の交付の 決定の内容及びこれに付した条件に従い、善良なる管理者の注意をもって補助事業を行う べきこと。
 - (2) 補助事業者は、第10条第1項各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
 - (3) 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合 又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、第11条の規定に基づき速やかに機構 に報告し、その指示を受けるべきこと。
 - (4) 補助事業者は、補助事業の実施に関し契約をする場合において、補助事業の運営上競争入札によることが著しく困難又は不適当である場合を除き、競争入札によるべきこと。
 - (5) 補助事業者は、機構が補助事業に係る実績の報告等を受け、その報告等に係る補助事業の実績が補助金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に適合しないと認めたときは、機構の指示に従うべきこと。
 - (6) 補助事業者は、機構が第14条第3項の規定による補助金の返還を請求したときは、機構が指定する期日までに返還すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったときは、第14条第5項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
 - (7) 補助事業者は、機構が第17条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部又は一部

を取り消したときは、これに従うべきこと。

- (8) 補助事業者は、機構が第17条第4項の規定による補助金の全部又は一部の返還を請求 したときは、機構が指定する期日までに返還するとともに、第17条第5項の規定に基づき、 加算金を併せて納付すべきこと。この場合において、当該期日までに返還しなかったとき は、第14条第5項の規定に基づき延滞金を納付すべきこと。
- (9) 補助事業者は、機構が補助事業の適正な遂行に必要な範囲において報告を求め、又は 現地調査等を行おうとするときは遅滞なくこれに応ずべきこと。
- (10) 補助事業者は、補助対象経費(補助事業の一部を第三者に実施させた場合における 対応経費を含む。)により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」とい う。)については、善良なる管理者の注意をもって管理し、その管理に係る台帳を備え、 その管理状況を明らかにしておくとともに、取得財産等を処分(補助金の交付の目的に反 して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供することをいう。)しようとする ときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (11) 補助事業者は、第20条第3項及び第21条第3項の規定に基づく取得財産等の処分により収益が生じたときは、機構の請求に応じ、その収入の全部又は一部(消費税及び地方消費税相当額を除く。)を納付すべきこと。
- (12) 補助事業者は、取得財産等の処分を制限する期間内において、当該補助金による取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ機構の承認を受けるべきこと。
- (13) 補助事業者は、補助事業の実施期間中においては、見やすい場所に補助事業を実施している旨を記載した標識を掲示すべきこと。
- (14) 補助事業者は、前号により掲示した標識の位置、調査井掘削の状況を記入した調査井 実測図、地質柱状図その他これらに類する書類及び補助事業の状況を記入した書類を補助 事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておくこと。
- (15) 補助事業者は、第8条の規定に基づく当該交付の決定に係る申請の取り下げをしようとするときは、機構に報告すべきこと。
- (16) 当該補助金の交付を受けた補助事業にあっては、他の補助金の交付を受けること はできないものとすること。
- (17) 補助金に係る消費税及び地方消費税相当額については、交付規程の定めるところにより、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかになった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額すること。
- (18) 補助事業者は、補助事業が完了したとき(補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。)は、第13条各項の規定に基づき実績報告書を機構に提出すべきこと。
- (19) 補助事業者は、補助事業の経費について補助事業以外の経理と明確に区分して経理し、収支状況を明らかにしておくとともに、その関係書類を保存すべきこと。
- (注) 1. (17)の条件については、交付申請書において、仕入控除税額が明らかでない場合に 適用する。
 - 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事長 殿

 住
 所

 補助事業者
 名
 称

 代表者等名
 印

平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金 (地熱発電開発事業) 交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金(中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の交付申請は、下記のとおり取り下げることとしたので、中小水力・地熱発電開発費等補助金(地熱発電開発事業)交付規程第8条の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

- 1. 開発地域名
- 2. 取下げの理由
- (注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事長 殿

 住
 所

 補助事業者
 名
 称

 代表者等名
 印

平成 年度中小水力·地熱発電開発費等補助金 (地熱発電開発事業)補助事業承継承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金(中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の補助事業者の地位を承継したいので、中小水力・地熱発電開発費等補助金(地熱発電開発事業)交付規程第9条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1. 交付決定を受けた補助事業者
- 2. 開発地域名
- 3. 補助事業の内容
- 4. 承継の理由
- 5. 補助金交付決定の通知の日付及び番号
- 6. 補助金交付決定の通知に掲げられた補助金の額
- 7. 既に支出された補助金の額
- 8. 添付書類
 - (1) 調查井掘削事業
 - ①事業者概況書
 - ②地熱発電所開発調査計画書
 - ③調査井掘削計画図
 - ・ケーシングプログラム

- 現場設備配置図
- 主要機器設備一覧表
- (2) 地熱発電施設設置事業
 - ①事業者概況書
 - ②地熱発電所開発計画書
 - ③坑井掘削計画図
 - ・ケーシングプログラム
 - 現場設備配置図
 - 主要機器設備一覧表
 - ④蒸気配管等敷設計画図
 - 現場設備配置図
 - 主要機器設備一覧表
 - ⑤発電機等設置計画図
 - 現場設備配置図
 - 主要機器設備一覧表
 - ⑥熱水供給施設等設置計画図
 - 現場設備配置図
 - 主要機器設備一覧表
 - ⑦送変電設備設置計画図
 - ・現場設備配置図(送配電系統への連系経路計画等を含む)
 - 主要機器設備一覧表
- (注) 1. 調査井掘削事業又は地熱発電施設設置事業のいずれかの事業のみの申請の場合にあっては、不要となる事業に係る添付書類は省略して作成のこと。
 - 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事長 殿

住 所

補助事業者 名 称

代表者等名 印

平成 年度中小水力·地熱発電開発費等補助金 (地熱発電開発事業)補助事業計画変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金(中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業を下記のとおり変更したいので、中小水力・地熱発電開発費等補助金(地熱発電開発事業)交付規程第10条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1. 開発地域名
- 2. 変更の内容
- 3. 変更の理由
- 4. 変更が補助事業に及ぼす影響
- 5. 変更後の事業の収支予算(別紙)
- (注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

変更後の収支予算

1. 調查井掘削事業

(1) 収入の部

区	分	予	算	額	積	Ė	算	内	訳	備	考
補 助	金 金			円							
事業者	負担金			円							
計	+			円					•		

(2) 支出の部

区分	予 算 額	積 算 内 訳	備考
調査井掘削費	円		
坑井内調査費	円		
附带工事費	円		
計	円		

2. 地熱発電施設設置事業

(1) 収入の部

区		分	予	算	額	積	算	内	訳	備	考
補	助	金			円						
事業	者負	担金			円						
	計				円						

(2) 支出の部

区	分	予	算	額	積	算	内	訳	備	考	
坑 井 掘	削費			円							
蒸気配管等	敷 設 費			円							
発 電 機 等	設 置 費			円							
熱水供給施設	等設置費			円							
送変電設備	設 置 費			円							
附带工	事 費			円							
小 計(補助対	象事業費)			円							
その	他			円							
計(補助事業に要	する経費)			円							
計				円							·

- (注) 1. 調査井掘削事業又は地熱発電施設設置事業のいずれかの事業のみの交付申請の場合 にあっては、不要となる事業に係る記載を省略して作成のこと。
 - 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事長 殿

 住
 所

 補助事業者
 名
 称

 代表者等名
 印

平成 年度中小水力·地熱発電開発費等補助金 (地熱発電開発事業)補助事業中止(廃止)承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金(中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業を下記のとおり中止(廃止)したいので、中小水力・地熱発電開発費等補助金(地熱発電開発事業)交付規程第10条第1項の規定に基づき、承認を申請します。

記

- 1. 開発地域名
- 2. 廃止(中止)の理由
- (注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事長 殿

 住
 所

 補助事業者
 名
 称

 代表者等名
 印

平成 年度中小水力·地熱発電開発費等補助金 (地熱発電開発事業)補助事業遅延等報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金(中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の遅延等について、中小水力・地熱発電開発費等補助金(地熱発電開発事業)交付規程第11条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1. 開発地域名
- 2. 遅延等の内容と原因
- 3. 遅延等に対してとった措置
- 4. 補助事業の完了予定年月日
- (注) 1. 工程表、ケーシングプログラム等を添付のこと。
 - 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事長 殿

 住
 所

 補助事業者
 名
 称

 代表者等名
 印

平成 年度中小水力·地熱発電開発費等補助金 (地熱発電開発事業)補助事業実施状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金(中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の実施状況について、中小水力・地熱発電開発費等補助金(地熱発電開発事業)交付規程第12条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1. 開発地域名
- 2. 補助事業の実施状況

計画作業量	当期作業量	実績作業量 計画作業量	着 工 年月日	完了見込 年 月 日	備考

- (注) 1. 備考には、掘削進捗状況等について記載すること。
 - 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の中小水力・地熱発電開発費等補助金(地熱発電開発事業)は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を地熱発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。

番号年月日

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事長 殿

 住
 所

 補助事業者
 名
 称

 代表者等名
 印

平成 年度中小水力·地熱発電開発費等補助金 (地熱発電開発事業)補助事業実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金(中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業が完了しましたので、中小水力・地熱発電開発費等補助金(地熱発電開発事業)交付規程第13条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1. 開発地域名
- 2. 補助事業の内容
- 3. 補助事業の施行期間
 - (1) 開始年月日
 - (2) 完了年月日
- 4. 補助事業の実績

計画作業量	完了作業量	開始年月日	完了年月日	摘	要

- 5. 補助事業に要した経費
 - (1) 補助事業に要した経費
 - (2) 補助対象事業費
 - (3) 補助金交付決定額
- 6. 補助事業の成果
- 7. 収支決算(別紙)

- (注) 1. 当該年度に財産を取得しているときは、交付規程第20条第2項の規定に基づき、 様式第13による取得財産等明細表を添付すること。
 - 2. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額-消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額=補助金の額

3. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

収 支 決 算

1. 調查井掘削事業

(1) 収入の部

区	分	決	算	額	積	算	内	訳	備	考
補助	金			田						
事業者	負担金			円						
計	•			円						

(2) 支出の部

区 分	決 算 額	積 算	内 訳	備	考
調査井掘削費	円				
坑井内調査費	円				
附带工事費	円				
計	円				

2. 地熱発電施設設置事業

(1) 収入の部

区		分	決	算	額	積	算	内	訳	備	考
補	助	金			円						
事業	者負	担金			円						
	計				円						

(2) 支出の部

区分	決 算 額	積 算 内 訳	備考
坑 井 掘 削 費	円		
蒸気配管等敷設費	円		
発電機等設置費	円		
熱水供給施設等設置費	円		
送変電設備設置費	円		
附 帯 工 事 費	円		
小 計(補助対象事業費)	円		
そ の 他	円		
計(補助事業に要した経費)	円		
計	円		

- (注) 1. 調査井掘削事業又は地熱発電施設設置事業のいずれかの事業のみの交付申請の場合 にあっては、不要となる事業に係る記載を省略して作成のこと。
 - 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事長 殿

 住
 所

 補助事業者
 名
 称

 代表者等名
 印

平成 年度中小水力·地熱発電開発費等補助金 (地熱発電開発事業)補助事業年度末実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金(中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業について、中小水力・地熱発電開発費等補助金(地熱発電開発事業)交付規程第13条第3項の規定に基づき、平成 年度年度末実績を下記のとおり報告します。

記

- 1. 開発地域名
- 2. 補助事業の内容
- 3. 補助事業の施行期間
 - (1) 開始年月日
 - (2) 完了年月日
- 4. 補助事業の実績

計画作業量	完了作業量	開始年月日	完了予定年月日	摘	要

- 5. 補助事業に要した経費
 - (1) 補助事業に要した経費
 - (2) 補助対象事業費
 - (3) 補助金交付決定額
- 6. 収支決算(別紙)
- (注) 1. 補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告する場合は、 次の算式を明記すること。
 - 補助金所要額-消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額=補助金の額
 - 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構の中小水力・地熱発電開発費等補助金(地熱発電開発事業)は、経済産業省が定めた中小水力・地熱発電開発費等補助金交付要綱第3条に基づく国庫補助金を地熱 発電施設の設置等をしようとする方に交付するものです。 収 支 決 算

1. 調查井掘削事業

(1) 収入の部

区	分	決	算	額	積	算	内	訳	備	考
補助	金			田						
事業者	負担金			円						
言	1			円						

(2) 支出の部

区分	決	算	額	積	算	内	訳	備	考
調査井掘削費			田						
坑井内調査費			円						
附带工事費			田						
計			円						

2. 地熱発電施設設置事業

(1) 収入の部

区	分	決	算	額	積	算	内	訳	備	考
補助	金			円						
事業者負	担金			円						
計				円		•		•		

(2) 支出の部

区分	決 算 額	積 算 内 訳	備考
坑 井 掘 削 費	円		
蒸気配管等敷設費	円		
発電機等設置費	円		
熱水供給施設等設置費	円		
送 変 電 設 備 設 置 費	円		
附 帯 工 事 費	円		
小 計(補助対象事業費)	円		
そ の 他	円		
計(補助事業に要した経費)	円		
計	円		

- (注) 1. 調査井掘削事業又は地熱発電施設設置事業のいずれかの事業のみの交付申請の場合 にあっては、不要となる事業に係る記載を省略して作成のこと。
 - 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事長 殿

 住
 所

 補助事業者
 名
 称

 代表者等名
 印

平成 年度中小水力·地熱発電開発費等補助金 (地熱発電開発事業) 精算(概算) 払請求書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金(中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金の精算(第 回概算)払を受けたいので、中小水力・地熱発電開発費等補助金(地熱発電開発事業)交付規程第15条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

- 1. 開発地域名
- 2. 補助金の交付決定額(補助金の確定額) 金 円
- 3. 概算払を受けた補助金の額(概算払の請求をするときに限る。) 金 円
- 4. 精算(概算) 払請求額 金 円
- 5. 請求金額の算出内訳 (別紙) (概算払の請求をするときに限る。)
- 6. 概算払を必要とする理由(概算払の請求をするときに限る。)
- 7. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。
- (注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

印

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事長 殿

住 所

補助事業者 名 称

代表者等名

平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金(地熱発電開発事業)に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

平成 年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの補助金交付要綱第3条中小水力・地熱発電開発費等補助金に基づく国庫補助金について、中小水力・地熱発電開発費等補助金(地熱発電開発事業)交付規程第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- 1. 開発地域名
- 2. 補助金額(交付規程第14条第1項及び第2項による額の確定額)
- 3. 補助金の確定時における消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 4. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
- 5. 補助金返還相当額(4.-3.)
 - (注) 1. 別紙として積算の内訳を添付すること。
 - 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

請求金額の算出内訳

(単位:円)

		補具	力 対 象 経 費	で 額			補	助金の	額
区分	配済	分額	実 績 額 (年月日 ~年月日)	支出見込額 (年月日 ~年月日)			分額	前 回 までの 受領額	今 回請求額
合 計	-								

(注) 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

取得財産等管理台帳

(単位:円)

区分	財産名	規格	数量	単価	金 額	取 得 年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第21条第1項 に定める処分制限額以上の財産とする。
 - 2. 財産名の区分は、(イ)事務用備品、(ロ)事業用備品、(ハ)書籍、資料、図面類、 (二)無体財産権(産業財産権等)、(ホ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
 - 3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
 - 4. 取得年月日は検収年月日を記載すること。
 - 5. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

取得財産等管理明細表(平成 年度)

(単位:円)

区分	財産名	規格	数量	単 価	金額	取 得 年月日	耐用年数	保管 場所	補助率	備 考

- (注) 1. 対象となる取得財産等は、取得価格又は効用の増加価格が本交付規程第21条第1項 に定める処分制限額以上の財産とする。
 - 2. 財産名の区分は、(イ)事務用備品、(ロ)事業用備品、(ハ)書籍・資料・図面類、 (二)無体財産権(産業財産権等)、(ホ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
 - 3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は 分割して記載すること。
 - 4. 取得年月日は検収年月日を記載すること。
 - 5. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事長 殿

 住
 所

 補助事業者
 名
 称

 代表者等名
 印

平成 年度中小水力·地熱発電開発費等補助金 (地熱発電開発事業) 補助事業財産処分承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号をもって確定通知のあった経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金(中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業について、中小水力・地熱発電開発費等補助金(地熱発電開発事業)交付規程第21条第3項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

- 1. 開発地域名
- 2. 処分しようとする財産(注1)

財産名	仕 様	様 数量 単価 金 額 取得年月日		取得年月日	備考	

- 3. 処分の方法(注2)
- 4. 処分の理由
- 5. 相手方(住所、氏名、使用の場所及び目的)(注3)
- 6. 処分の条件(注4)
- (注) 1. 取得財産が共有の場合は、備考に共有相手先及びその共有比率を記載すること。
 - 2. 処分の方法としては、売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の別を記載する。自己使用の場合は用途を記載する。
 - 3. 売却、譲渡、交換、貸与、担保提供等の相手のある場合、それぞれの相手及び条件について記載する。自己使用の場合は不要。
 - 4. 処分しようとする財産の件数が多いときは、別紙一覧表として添付してもよい。
 - 5. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事長 殿

 住
 所

 補助事業者
 名
 称

 代表者等名
 印

平成 年度中小水力·地熱発電開発費等補助金

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの 中小水力・地熱発電開発費等補助金(中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発

促進調査事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業の成果の (譲 渡) (最 渡) (最 度) (本 用)

ので、中小水力・地熱発電開発費等補助金(地熱発電開発事業)交付規程第23条第1項の規定 に基づき、下記のとおり申請します。

記

- 1. 補助事業の内容
- 2. 交付決定額及び交付決定年月日
- 3. 補助金交付額及び交付年月日
- 4. 譲渡先又は貸付先
- 5. 譲渡、貸付、転用の理由
- (注) 1. 譲渡、又は貸付の場合には、譲渡又は、貸付契約書の写しを添付すること。
 - 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構 理事長 殿

 住
 所

 補助事業者
 名
 称

代表者等名 印

平成 年度中小水力·地熱発電開発費等補助金 (地熱発電開発事業)補助事業者経理状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった経済産業省からの中小水力・地熱発電開発費等補助金(中小水力発電開発事業、地熱発電開発事業及び地熱開発促進調査事業)交付要綱第3条に基づく国庫補助金に係る補助事業について、中小水力・地熱発電開発費等補助金(地熱発電開発事業)交付規程第24条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

去	E	++	пп	対	#	詽	囲	蒸気生産量		販	売	実	績	
然	X (77	<i>D</i> 1]	XJ	今	夘	[F]	杰 刈土	蒸気量	(MW	H)	金		額

- (注) 1. 損益計算書及び貸借対照表を添付すること。
 - 2. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

坑井別経常収支算出表(平成 年度分)

事業者名 (

		成	功	認	定	井	そ生	の	他井	合	計
		(坑井名)					生.	産	廾		
①蒸気‡	井取得価額										
②生産	蒸 気 生 産量(t)										
状況	販 売 電力量 (MWH)										
③売上記											
④営業乳	費用										
	減 価償却費										
当該	修繕費										
坑井	固 定 資 産 税										
	その他										
	現 場										
共通	減価償却費										
設備	修繕費										
	固 定資産税										
	その他										
営業	収 支										
⑤営業タ	小 収益										
受 耳	反 利 息										
⑥営業外費用											
支払	公利 息										
債 務	保証料										
そ	の他										
営業	外収支										
経常	収 支										

- (注) 1. ①の「蒸気井取得価額」については、減価償却費算出の基礎額であり、原則、固定資産台帳を基に記入すること。
 - 2.②の「生産状況」については、経理状況報告書の蒸気生産量と販売電力量を記入すること。
 - 3. ③の「売上高」については、経理状況報告書の販売実績額を記入すること。
 - 4. ④の「営業費用」については、成功認定された当該坑井と共通設備とに分類し、当該 坑井の減価償却費、修繕費、固定資産税等については坑井毎の費用を記入すること。 共通設備については、坑井別の売上高による按分を行い記入すること。
 - 5.⑤、⑥の「営業外収益」、「営業外費用」については、坑井別の売上高による按分により記入すること。
 - 6. 事業年度毎に記載すること。
 - 7. 補助事業者の経理処理の方法によっては、合理的な範囲で算定方法の一部に推計を用いることも可能とする。
 - 8. 用紙の大きさは、日本工業規格A列4判とすること。

様式第17

平成 年度中小水力・地熱発電開発費等補助金(地熱発電開発事業)調書 独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

地方公共団体名

(単位:円)

	国		地方公共団体										
			岃	歳 入 歳 出									
歳出	交付	補											/+++ -+*
予算	決定	助	科	予算規模	収入済額	科	予算	うち国 庫補助	支出済額	うち国 庫補助 金相当 額	翌年度	うち国 庫補助 金相当 額	備考
科目	の額	率	目	規模	済額	目	算規模	金相当額	済額	金相当 額	繰越額	│ 金相当 │ 額	

(記載事項)

- 1.「国」の「歳出予算科目」は、項及び目(交付決定が目の細分において行われる場合は、目の細分まで)を記載すること。なお、経済産業大臣が補助金等の補助要綱又は補助条件等によって、補助事業等に要する経費の配分の変更について、経済産業大臣の承認を要するものと規定している場合においては、他に流用することについて承認を要するものとして配分された経費に対する補助金等の額の区分名を特掲し、その他の経費に対する補助金等の額については、一括して、「その他」の区分名を用いて記載すること。
- 2. 地方公共団体の「科目」は、歳入にあっては款、項、目、節を、歳出にあっては款、項、 目をそれぞれ記載すること。なお、歳出にあっては、前記1. ただし書により国の歳出予算 科目欄において補助事業等に要する経費の配分に応じて補助金等の額の区分名を記載する場 合において、これに対応する経費の配分が目の内訳に係るときは、当該経費の配分の目を内 訳として記載すること。
- 3.「予算現額」は、歳入にあっては当初予算額、追加更正予算額等の区分を、歳出にあっては、 当初予算額、追加更正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載する こと。
- 4.「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 5. 補助事業等の地方公共団体の歳出予算額の繰越が行われた場合における翌年度に行われる 当該補助事業等に係る補助金等についての調書の作成は、本表に準ずること。この場合にお いて、地方公共団体の歳入の「科目」は「前年度繰越金」を掲げる場合は、その「予算現 額」及び「収入済額」の数字下欄に国庫補助金額を内書())をもって付記すること。
- 6. 市町村が間接補助事業者等である場合における調書の作成は、本表に準ずること。この場合においては、本表中「国」とあるのは「都道府県」と「地方公共団体」とあるのは「市町村」とし、歳出の予算現額欄、支出済額欄及び翌年度繰越額欄の次にそれぞれ「うち間接補助金相当額」の欄を設けること。
- (注)補助事業者等は、間接補助金等の交付決定に当たっては、補助事業者等に対し、接補助金等のうち国庫補助金に相当する額その他この調書の作成上必要な事項を指示すること。